

我が国における技術移転規制について

Control of Technology Transfer in Japan

田上博道*
Hiromichi TANOUE

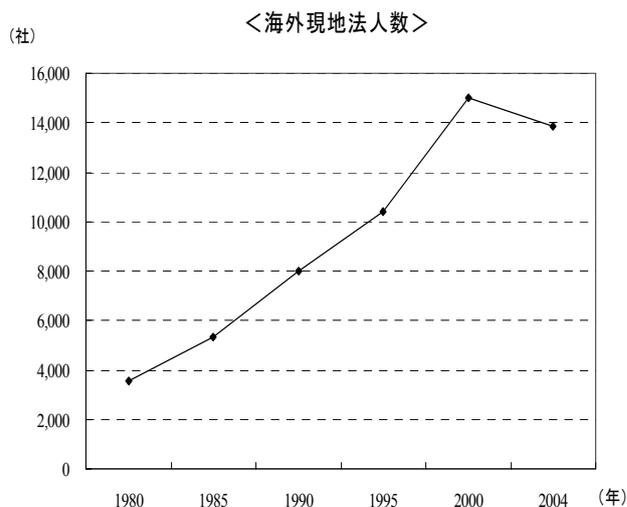
抄録 近年、急速に進む我が国から海外への技術移転においては、「意図せざる技術流出」や民生技術の軍事転用等の副作用が生じている。本稿では、海外への技術移転をめぐる現状と現行の法制度等について紹介したい。

1. 技術移転¹の現状

(1) 海外への技術移転をめぐる現状

1980年代以降、我が国の企業等は、国際的な競争力の強化を図るため、中国や東南アジアをはじめとする海外へ進出し、現地工場等の設立等を加速化させてきた（図1参照）。つまり、海外の現地企業等の労働力等を活用しつつ、我が国企業等が有する技術を現地企業等へ移転し、高品質で価格競争力のある製品を生産、提供してきたのである。その結果、近年においても我が国から海外企業等への技術移転は一層進展している（図2参照）。海外の現地工場等の設立等の技術移転においては、当該海外企業等に対する特許権等の知的財産権の実施許諾等だけでなく、設計図・仕様書やプラント等の技術情報²の提供、従業員への教育・訓練、ノウハウの提供等まで有形・無形を問わず幅広い技術が移転される。

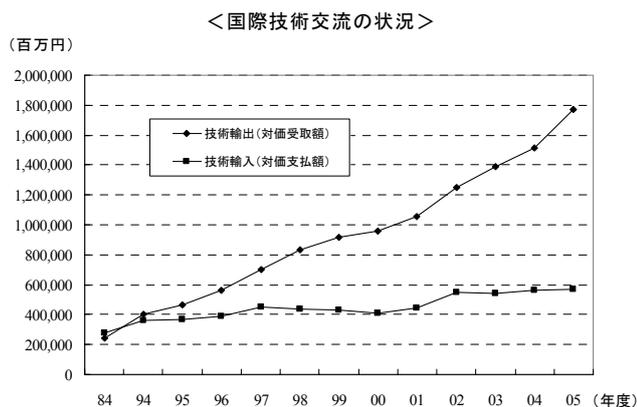
【図1. 我が国企業の海外現地法人数の推移】



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に筆者作成

* 経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室室長補佐
Deputy Director, The Ministry of Economy, Trade and Industry, Trade and Economic Cooperation Bureau, Security Export Inspection Office

【図2. 技術輸出・輸入の状況】



(出典) 総務省「科学技術研究調査報告」を基に筆者作成

(2) 技術移転にともなう弊害

国際的な技術移転は、技術の提供国ばかりでなく技術の導入国に与える経済的影響も大きいですが、一方で、技術移転にともなう弊害も生じている。例えば、中国や東南アジア等への企業進出に際しては、現地における合弁規制や現地政府からの過度の技術供与依頼により、当初予定されていた以上に知的財産が移転されてしまったり、ノウハウ等を他の企業等に応用されてしまったりする「意図せざる技術移転」や「望ましくない技術移転」等が発生している。また、我が国企業等の現役・退職技術者が、高額報酬や対価、あるいは「やりがい探し」といった甘言に引き寄せられ、これらの国々の企業等に雇用され、重要な製造技術等を移転させてしまったり³、その他「意図せざる技術流出⁴」や現地法人の従業員等によるスピントウト等を通じて、我が国企業等の競争力の源泉である重要技術が流出し、結果的に我が国企業等の競争相手となる事態までも発生している。

また、東アジアの一部の国は、自国の技術力を強化するため、外国からの技術導入を積極的に推進しているが、こうして移転された技術が軍事転用されているとの指摘もある。例えば、米国政府の報告書は、中国について「民生品に防衛産業が

参加することにより、軍用に応用可能な汎用技術を確認しようとしている。」と指摘している⁵。中国政府自身も国防白書において、防衛産業に関し、「ハイテク産業で先導し、軍民両用の主導産業を主体」とし、「軍民両用のハイテク産業を優先的に発展させ、各業種の先進的民生技術を国防整備に役立てる」と表明している。こうした方針を「軍を民に宿らせる」と表現している⁶。また、米国政府の報告書では、中国は自国内だけでなく「外国の研究機関や生産施設における産業スパイや技術の不法移転によって必要な能力を獲得している」と指摘し、米国の研究機関や工場等からの技術流出も懸念している⁷。

2. 我が国における技術移転規制

国際的な技術移転はその当事者が私企業であっても、国の経済の発展や安全保障に重大な影響を与える場合があるため、技術の提供国側や導入国側において、様々な規制や促進策がとられている。

我が国における国際的な技術移転に係る規制については、我が国の技術力の維持・向上、経済の発展等を目的として、①技術情報の保護を通じて第三者による不正な当該技術の使用を防止するもの（知的財産法による保護）と、②安全保障の観点から、技術が兵器等⁸の開発等に転用されるのを防止するもの（安全保障貿易管理）等に区別される。以下では、特許法（昭和34年法律第121号）や不正競争防止法（平成5年法律第47号）等の知的財産法による技術移転に係る規制等について概観し、次に安全保障の観点からの外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」という。）による技術移転規制について紹介する。

(1) 知的財産法による規制等

①特許法等における保護

発明に対する独占的な権利である特許権は、各

国で定める要件や手続きに従って各国で成立する権利であるため、我が国で特許権として認められても、他の国でも権利として認められなければ、たとえ権利侵害があったとしても、差止請求や損害賠償請求等を行うことはできない。したがって、ビジネスを展開しようとするそれぞれの国で適切に権利（外国特許等）を取得したり、その他必要な技術情報の実施許諾等を受けたりしてはじめて、製品の保護が図られたり、安定したビジネス展開が可能となる。

一方で、現行の特許法は、発明の公開の対価として、その発明者に対して一定期間、独占的な権利（特許権）を付与することを基本原則としているが、特許庁へ出願された特許発明は、その発明に係る公開が公序良俗に反するおそれがない限り、すべての特許発明は権利の取得の有無に関係なく⁹、特許庁への特許出願から1年6か月後には自動的に公開されている¹⁰（なお、特許電子図書館（IPDL）が、我が国企業等の研究開発の動向を海外企業等が容易に入手できる情報源となっているとの指摘がある¹¹）。したがって、企業等における発明については、特許権を取得するために特許出願するのか、それともノウハウとして秘匿してしまうのか、企業戦略上、最善の方法を検討する必要がある¹²。

②不正競争防止法における規制

ある技術上・営業上の情報について、当該情報が、(a) 秘密として管理されていること（秘密管理性）、(b) 事業活動に有用な情報であること（有用性）、(c) 公然と知られていないこと（非公知性）、の3つの要件をすべて満たしている場合、当該情報は不正競争防止法上の「営業秘密」として保護される¹³。したがって、営業秘密として管理されている技術情報を第三者へライセンスする場合には、NDA（non-disclosure agreement）等を相手方と締結

しておくことが重要がある。

なお、2003（平成15）年の不正競争防止法の改正により、営業秘密の不正取得等に対する刑事罰が導入され、その後、2005（平成17）年の同法改正において、日本国内において管理されている営業秘密について、日本国外で使用又は開示した者も処罰の対象となるとともに、在職中に申し込みや請託を受けて退職後に営業秘密を漏えいする悪意退職者に対する罰則の導入等が行われた¹⁴。すなわち、我が国の企業等の従業員等が、営業秘密を海外で不正に使用又は開示した場合であっても、刑事罰の対象となるのである。

(2) 外為法による規制

外為法は、国の安全等の確保や我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を図るため、対内投資や技術の提供に係る規制を行っている。

①役務¹⁵の提供に係る規制

外為法第25条第1項第1号は、「居住者」から「非居住者」に対する「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術」を「特定の地域」に提供（役務取引）する場合について、経済産業大臣による役務取引許可の対象としている。外為法で規制される技術（プログラムを含む。）（以下、「規制対象技術」という。）は、「外国為替令（昭和55年政令第260号）」（以下、「外為令」という。）及び「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）」（以下、「貨物等省令」という。）において、具体的な技術の種類やスペック等¹⁶がリスト化されている（リスト規制）。また、外為法はリスト規制に加え、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある貨物（おおよそ物として化体しているもの）や技術については、すべからず規制の対象とするキャッチオール規制¹⁷

を導入している。

外為法の規制対象となる技術移転の類型としては、我が国の企業や大学・研究機関等及びそこに勤務する技術者・研究者（居住者）が、外国にある企業や大学・研究機関等及びそこに勤務する技術者・研究者（非居住者）に対して、規制対象技術を技術指導や実験データの交換等により提供したり、我が国の企業や研究者等が外国の企業や研究者等に対して研究所・工場等での見学や実技指導・研修等を通じて規制対象技術を提供したりする行為がある。外為法では、技術提供が行われる物理的な場所は日本の国内外を問わず、また、提供手段としても、図面・設計図、マニュアルや電子メール、ウェブサイト、FTP等の電磁的記録媒体だけでなく、電話や実技指導等の口頭による技術移転（いわゆる「無形技術移転」）までもが規制の対象となっている。

（参考）外為法における居住者・非居住者の定義について

外為法における居住者・非居住者の定義は、外為法第六条第5号及び第6号で定義されており、具体的な居住者・非居住者の判断については、解釈通達¹⁸を基に行われている。居住者の例としては、日本国内に居住している日本人や日本国内にある日本法人の他に、日本国内にある事務所に勤務する外国人や日本に入国後6か月以上経つ外国人が該当する¹⁹。一方、外国に居住する外国人や外国にある外国法人の他に、外国にある事務所に2年以上勤務する目的で出国し、国に滞在する日本人は非居住者の扱いとなる²⁰。

(i) 役務提供に係る許可の例外

有形・無形を問わず、先端的な安全保障上の機微な技術に係る国際的な技術移転をすべて規制の対象とすることは、貿易の自由²¹や研究活動の自由等を阻害するおそれがあることから、「貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10

年通商産業省令第8号）」（以下、「貿易外省令」という。）において、経済産業大臣による「許可を要しない役務取引」として、一定の場合には役務取引許可の対象外としている。貿易外省令第9条では、許可を要しない役務取引等として、「公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引」や「工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引」等が規定されている。すなわち、公知（パブリック・ドメイン）となっている技術情報（例えば、学会誌や特許公報等に掲載されている技術情報や不特定多数を対象とした公開シンポジウムにおける発表等）や公知とすることを目的とした技術提供（学会誌や特許公報等に掲載するために行う技術資料の送付等）については、役務取引許可を取得する必要はない。また、基礎科学分野の研究²²活動等についても、許可を要しない役務取引として規定されている。

②対内投資規制

近年では、先端的な技術や独創的な技術を有する企業等から特許権やノウハウ等の実施許諾等を受けるのではなく、当該技術を保有する企業等そのものを買収し、技術を獲得する事例も生じている²³。

外為法第27条は、外国法令に基づき設立された法人等の外国投資家が、我が国の安全を損なったり、公の秩序の維持の妨げ等につながったりするおそれがある対内直接投資等については、事前届出の対象としている²⁴。具体的には、外国投資家が、我が国の防衛関連産業（航空機、武器、原子力、宇宙開発、情報通信、火薬類製造等（15業種²⁵））に属する企業の株式の10%以上を保有しようとする場合には、取引を行う3月前までに行政庁に届け出ることが規定され、行政庁は必要に応じて外為

等審議会を開催し、同審議会において「国の安全」に問題があると判断された場合には、取引の中止や変更等の措置を命ずることが可能となっている。

(3) その他

これまで、知的財産法や外為法による技術移転規制を紹介してきたが、これら以外にも、技術情報が化体した財物の窃盗²⁶や背任²⁷等により、国外への不正な技術移転が摘発された事例があるので、紹介する（表1参照）。

【表1：不正な国際的な技術移転に係る構成要件と罰則等】

法令名	法益	構成要件	罰則
特許法	発明の保護・利用による産業の発達	特許権侵害	10年以下の懲役又は/及び1000万円以下の罰金 ²⁸ （法人重課あり）
不正競争防止法	公正な競争秩序	営業秘密の国外使用・開示	10年以下の懲役又は/及び1000万円以下の罰金 ²⁹ （法人重課あり）
外国為替及び外国貿易法	国際的な平和及び安全の維持	経産大臣の許可を受けることなく居住者から非居住者へ特定技術を提供	5年以下の懲役又は/及び役務取引価格の5倍以下の罰金 3年以下の輸出等禁止
	国の安全等	主務大臣の命令に従わずに 対内投資を実施	3年以下の懲役又は/及び100万円以下の罰金
刑法	他人（所有）の財物の保護	他人の財物の窃取（窃盗）	10年以下の懲役
	（事務処理の委託者と行為者との間の）委託関係と（委託者の）財産の保護	自己若しくは第三者の利益を 図り又は委託者に損害を与える 目的で、その任務に背く行為をし、 委託者に財産上の損害を加えること （背任）	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

（出典）筆者作成

3. 諸外国における技術移転規制

最近になってようやく、我が国においても「意図せざる技術流出」や民生技術の軍事転用等、国際的な技術移転にともなう弊害についての議論が始まったところであるが、既に先進国では自国技術の国外への流出を防止する等のため、技術流出に対する規制を強化する方向にある。例えば、米

国は、外国籍保有者に対する技術の開示（みなし輸出）に係る規制について、従来の国籍主義から出生地主義への変更³⁰や韓国でも国籍に着目した技術移転規制の導入を検討している。表2は、各国の国際的な技術移転に係る主な規制をまとめたものである。

【表2. 各国の技術移転規制】

	法令名	概要
米国	経済スパイ法	営業秘密を国外へ流出させた者は、15年以下の懲役又は50万ドルの罰金、組織が海外流出した時は1,000万ドルの罰金。
	EAR（輸出管理規則）	EARの規制対象技術等を米国籍保有者から外国籍保有者に開示した場合、外国籍保有者の母国への輸出とみなし（Deemed Export）、民事罰（50万ドル以下の制裁金）と刑事罰（10年以下の懲役又は100万ドル以下の罰金（併科あり））。
	特許法	米国内でなされた発明について、米国特許商標庁（USPTO）へ出願後6か月を経ないうちにUSPTOの許可を受けずに外国出願をしたり、秘密保持命令を無視し外国出願をした者は、2年以下の懲役又は1万ドルの罰金。
ドイツ	不正競争防止法	営業秘密を国外へ流出させた者については、5年以下の懲役又は罰金。
	外国貿易管理法	外国貿易管理令で規制される技術及び技術支援（口頭、電話、電子的形態を含む）を許可を受けることなく提供した者は、5年以下の懲役又は50万ユーロ以下の罰金。
韓国	不正競争防止及び営業秘密保護法	営業秘密を国外へ流出させた者は、7年以下の懲役又は不正利得額の2倍以上10倍以下の罰金（併科あり）。
	対外貿易法	戦略物質に係る無形物質（技術）について許可を受けずに外国人へ提供した者は、5年以下の懲役又は輸出価額の3倍以下の罰金。
日本	不正競争防止法	日本で管理される営業秘密を国外で使用・開示した者については、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金 ³¹ （併科あり）。
	外国為替及び外国貿易法	非居住者に対して規制対象技術を経産大臣の許可を受けることなく提供した者は、5年以下の懲役又は提供価額の5倍以下の罰金（併科あり）、3年以内の貨物輸出・技術提供の禁止（行政制裁）。

（出典）各国の法律を基に筆者作成

4. むすび

韓国政府が「先端産業技術の流出防止及び保護に関する法律案（仮称）」の立法を2005（平成17）年10月に予告するなど、国家の安全保障に関わる企業等の海外企業への売却の事前許可制や技術流出に対する罰則の強化等が各国で行われており、各国は自国産業の比較優位の維持に腐心している。すなわち、各国は自国の産業競争力の源泉である

重要技術の適正管理を重要政策として位置づけている。我が国も、同様に、国際競争力の厳選となる重要技術について、いっそうの適正管理を行うべき時期に来ている。我が国においても、技術流出をめぐる問題は喫緊の課題であり、現行制度による規制でこうした問題を解決できるかどうか、また、解決できない場合にはどのような制度が望ましいかの議論が必要であろう

注)

- 1 「技術移転」に関する一般的な定義はないものの、本稿では「技術移転」を「特定目的の実現のために科学・技術上の具体的体系的知識・技能・機器等を移転する事実を意味し、移転の方法は特定されない」（国際法学会編『国際関係法辞典』（三省堂、2005年）171頁）を準用する。
- 2 技術情報は、技術移転の重要な媒介的役割を果たすが、技術の成立には技術情報を具体化し、製品化するためのプロセスが必要である。
- 3 2004年5月28日の参議院・経済産業委員会における梶原委員の指摘
- 4 経済産業省「技術流出防止指針」（2003年3月14日）は、「意図せざる技術流出」を「先端技術が化体された最終製品・部品、設計図情報・製法等の生産技術・ノウハウ、先端製造設備等に含まれる技術・ノウハウであって、文書化されたデータ・情報の取得又は人を媒介としたノウハウの伝達等に伴い、我が国企業の意図に反して又は想定していた範囲を超えて、海外において流出したもの等」と定義している。（<http://www.meti.go.jp/policy/competition/downloadfiles/ip/030314guideline2.pdf>）（last visited July 20, 2006）
- 5 Department of Defense, *The Military Power of the People's Republic of China 2005* (2005), p. 22 (<http://www.defenselink.mil/news/Jul2005/d20050719china.pdf>)（last visited July 20, 2006）
- 6 中国政府「2004年中国の国防」（邦訳は在日中国大使館HP参照）（<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgbk/gfzc/t182206.htm>）（last visited July 20, 2006）
- 7 Department of Defense, *Military Power of the People's Republic of China 2006* (2006), p. 22 (<http://www.dod.mil/pubs/pdfs/China%20Report%202006.pdf>)（last visited July 20, 2006）
- 8 大量破壊兵器（核兵器、生物・化学兵器）及びその運搬手段であるミサイル等、通常兵器。
- 9 米国内でなされた発明は、外国出願の許可制（米国出願から6か月以内に外国出願を行おうとする場合には特許商標庁長官の許可が必要等）と秘密保持命令（軍事関連発明等については、国家の安全の観点から秘密保持命令を発令）の規制の対象となる（米国特許法第184条）。
- 10 我が国でも、過去、一部の特許発明（軍事上必要な発明）について、その公開や特許権の制限等に関する規定（いわゆる「秘密特許制度」）が存在していた。秘密特許制度に関する規定が創設されたのは、明治32年特許法であり、秘密特許制度は第二次世界大戦終了後の1948年まで維持されていた。秘密特許が最初に付与された明治36年から第二次世界大戦が終結する昭和20年までの間に出願・登録された秘密特許の件数1571件ののぼり、海軍大臣による出願・登録が583件、陸軍大臣による出願・登録が355件ののぼる。しかし、ポツダム宣言の受諾に伴う連合国への無条件降伏により、我が国の軍国主義の絶滅と非軍事化等を旨とするGHQの指示を踏まえ、昭和23年に特許法が改正され、我が国の秘密特許制度は廃止された。しかしながら、いったん廃止された秘密特許制度は、1954年に米国との間で締結した「日本とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく「防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」により実質的に復活し、現実にも公開されていない特許（秘密特許）が存在する。
- 11 2005年4月26日に開催された第10回知的財産戦略会合におけるキャノン（株）御手洗社長のプレゼンテーション他。
- 12 かかる指摘等を受け、特許庁は企業等に対して先使用権制度の活用を促進するため、2006年6月16日に「先使用権制度の円滑な活用に向けて一戦略的なノウハウ管理のために」を取りまとめ、発表した（http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/press_senshiyouken.htm）（last visited July 20, 2006）。
- 13 営業秘密として法的な保護を受けるためには適切な管理が前提であり、その保護を受けられるための管理手法をとりまとめたものが、営業秘密管理指針（2003年1月策定、2005年10月改訂）である（<http://www.meti.go.jp/policy/competition/downloadfiles/ip/051012guideline.pdf>）（last visited July 20, 2006）。なお、大学については、2004年4月に大学が秘密管理指針を策定する際の指針となる「大学における営業秘密管理指針のためのガイドライン」が作成・公表されている（http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/daigaku_gaidorain_4gatu.pdf）（last visited July 20, 2006）。
- 14 なお、我が国では一般的なスパイ防止法がないことから、企業が自らの秘密を刑事罰で担保する制度は皆無に近い状況である。
- 15 外為法の規制対象技術は、単に大量破壊兵器や通常兵器の製造・開発等に必要な技術データだけでなく、製造・開発等に用いられ得る貨物等の据付や保守・点検等の技術支援まで含まれているため、外為法上は「役務」という言葉が用いられている。
- 16 これらの規制対象技術は、核兵器の拡散防止を目的とした原子力供給国グループ（NSG）、生物・化学兵器の拡散防止を目的としたオーストラリア・グループ（AG）、ミサイルの拡散等を防止するミサイル技術輸出規制（MTCR）、そして通常兵器をはじめとする武器の過度の蓄積等を防止するワッセナー・アレンジメント（WA）という国際的な輸出管理の枠組み（レジーム）の中で決定されている。
- 17 キャッチオール規制の詳細を含め、外為法に基づく安全保障貿易管理は、安全保障貿易管理ホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>）（last visited July 20, 2006）にて紹介されている。
- 18 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号 昭和55年11月29日）
- 19 したがって、我が国に6か月以上滞在する外国人留学生・研究者は「居住者」となり、いかなる大学等の先端的な技術を提供しても外為法の規制対象とはならない。
- 20 我が国企業等を定年退職した熟練技術者が、海外企業等において現地の従業員等へ技術指導を目的として出国した場合、当該技術者は非居住者となるため、現地従業員等に対して如何なる機微な技術情報を提供しても外為法上の問題は無い（別途、不正競争防止法による営業秘密の漏えいに

- 対する規制はある。)
- 21 「輸出の自由」については、輸出申請不承認処分取消等請求訴訟事件（東京地判昭和44・7・8）において、「憲法二二条一項の規定により基本的人権として国民に保障されている営業の自由の内容としての輸出の自由という国民の権利」と判示されている。また、昭和62年8月28日の参・本会議における中曽根総理大臣も、「輸出の自由は憲法22条の職業選択の自由の一環である営業の自由に包摂される」と答弁している。
 - 22 「基礎科学分野における研究活動」について、外為法令上、明確な定義はないものの、総務省『科学技術研究調査報告』は、「基礎研究」を「特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究」と定義している。
 - 23 2002年3月、米国の投資会社One Equity Partners (OEP) が、潜水艦等を製造しているドイツの造船会社HDW社の株式の7.5%を取得し、HDW社の有する技術の流出が懸念された。これを契機に、ドイツは対外貿易決済法等を改正し、外国企業が戦争武器管理法別添の「戦争武器」に当たるものを製造又は開発しているドイツ企業を買収又は議決権の25%以上を取得する場合、当該外国企業に連邦経済労働省への許可申請が義務付けられた。
 - 24 先進諸国における資本移動規制の自由化を定めた「OECD資本移動自由化コード」においても、「安全保障のために不可欠な利益の保護」や「公の秩序の維持、公衆の安全の保護」を目的とする資本移動規制は、締約国の権利として認められている。我が国では、防衛関連産業に加えて、「公の秩序の維持、公衆の安全の保護」を目的として、エネルギー（電気、ガス、熱供給、石油）や交通（鉄道、海運、航空運送）、放送等の社会基盤的な業種に対しては対内投資規制が導入されている。
 - 25 「対内直接投資等に関する命令第3条第3項に基づき財務大臣および事業所管大臣が定める業種を定める件（平成14年9月20日内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）」別表第1に規定されている。
 - 26 2006年8月10日、大手電機メーカーの元社員が在日ロシア通商代表部の部員に対して、光通信を安定させる役割を担う光学素子の試作品等を不正に持ち出したとして、窃盗の容疑で書類送検された。
 - 27 2005年10月20日、大手電機メーカー子会社の元社員が在日ロシア大使館部員に対し、同社の営業用資料等を提供し、その対価として約100万円を受領、子会社に損害を与えたとして、元社員は背任容疑で東京地検へ書類送検された（その後、2006年2月10日付で元社員は起訴猶予処分となっている）。
 - 28 意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）により権利侵害罪に対する罰則が引き上げられ、平成19年1月1日より施行（現在は、5年以下の懲役又は及び500万円以下の罰金）。
 - 29 脚注28に同じ。
 - 30 2005年3月28日付けの米国Federal Registerによれば、「みなし輸出」規制を改正する背景として、現行規制の下では、カナダで永住権又は市民権を取得したイラン人への技術移転は、カナダの外国人に対するみなし輸出として取り扱われるため、としている。
 - 31 脚注28に同じ。